

「観光客二次交通対策調査業務」にかかる公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 18 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局観光・M I C E 推進部観光・M I C E 推進課

電話 011-211-2376

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

観光客二次交通対策調査業務

(2) 業務内容

主な業務は下記のとおり。詳細は提案説明書による。なお、業務内容は公募開始時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

ア 観光客二次交通対策に関する基礎調査

イ 来札観光客の周遊に関する実態調査

ウ 取組方策、方向性の提示

エ 報告書の作成・提出

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、提案説明書 8(2)に記載する必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて 3 年を経過しない者でないこと。

- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全でないこと。
  - (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
  - (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
  - (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
  - (6) 直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者でないこと。
  - (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
  - (8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
  - (9) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(9)を満たす必要がある。  
また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

#### 4 手続等

- (1) 提案説明書等の配布場所  
上記1のとおり。札幌市公式ホームページにも掲載する。
- (2) 参加申込書・企画提案書等の提出
  - ア 参加申込書提出期限：令和5年12月27日（水）17時00分必着
  - イ 企画提案書提出期限：令和6年1月9日（火）17時00分必着
  - ウ 提出書類：提案説明書8(2)のとおり。
- (3) 公募型企画競争実施委員会によるヒアリング審査等  
評価及び契約候補者の選定については、公募型企画競争実施委員会によるヒアリング審査を実施し、最も高い評価を得た提案者を選定し、契約候補者とする。なお、提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

#### 5 その他

詳細は提案説明書による。